

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和元年11月25日（月曜日）

開 会 午前10時32分

閉 会 午前11時08分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	五 本 幸 正

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に高田 真里委員、高道委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目、議会BCPについてであります。

11月1日の本委員会において事務局が作成した議会BCPの修正案を配付しましたが、その後、各会派から別紙のとおりさまざまな御意見が寄せられました。

それを踏まえて、修正を加えた計画案について、改めて事務局から事前に各会派に説明をさせたところであります。

それでは、この計画案について、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 修正していただいて大変ありがたく思っております。自民党は、この計画案で皆さんの同意をいただければと思っております。

東委員 社民党も、当初案にいろいろと修正をお願いして、その後他の会派からの修正点や、今回各会派から出された修正点についても概ね修正されていることから、この内容でよいと思っています。

佐藤委員 すでに反映していただいておりますけれども、公明党からも1点だけ提案させていただきました。概ね了解ということで、これで結構でございます。

委員長 各委員のほうからお話がありましたが、委員外議員の申出書が提出されておりますので、申し出のあった順に発言していただこうと思いますが、皆さん方はよろしいでしょうか。

東委員 発言をしていただいていると思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、まず最初に村上議員からBCPについての発言があります。

村上議員 お許しをいただきましたので、御質問をさせていただきます。  
まず、市議会災害対策会議の組織図ですけれ

ども、当初はオブザーバーが入っておりました。オブザーバーを入れる、入れないという相対する意見があったと思いますが、いずれの日にか調整されて今日に至っていると。

これまで、持ち帰って議論するという話はありませんでしたが、委員会の場で議論・討論をされたという記憶はございません。幾つか修正されていますが、いつそのようになっていったのか、本来はこの場で修正される、あるいは議論されるべきものだと思います。まず、その点が解せないところがあります。

その上で、組織図からオブザーバーが消えています。会派というのは思想信条、主義主張によって分かれているわけです。しかしながら、災害は主義主張を選んで起きてくれません。

この市議会災害対策会議の構成員を見ておりますと、例えば押田委員が入っていません。また、大山地域や大沢野地域の議員も入っていないということでもあります。情報収集という点からしますと—これは一人会派のことを心配しているのではなくて自民党会派や議会全体として—広くオブザーバーを認めて、災害の状況を聴取するということがこの市議会災害対策会議に求められるのではないかと考えています。

でなければ、議員は恐らく、それぞれの地域の状況を市当局に直接言うことになろうかと思いますが、それができないことからくるフラストレーションは大変なものだと思いますし、議会の役割が果たせないと思います。ぜひとも、ここは構成員を固定することなく、広く意見聴取することができるような体制をとるべきだと思いますが、この点についてお諮りいただきたいと思います。最初の点も含めて、2点についてお聞かせいただきたいと思います。

委員長

まず、これをどのような協議の中で決めてきたかと言いますと、今、村上議員が言われたとおり、最初にいろいろな意見がありました。かといって、膨大な構成員が集まれば意見が100出て、200出て、いろいろな話の中でなかなかまとまりが欠けるのではないかという意見も当然ありました。議会運営委員会で議論を進めて、この後、各派代表者会議で決めていくことになります。このことについて、委員の皆さん方はどのように考えられますか。

高田 重信委員

そのために各会派に一旦持ち帰って意見交換をしてもらって、修正して、これでよしとい

うことで今ほど提案されたと思っていますので、何ら不足はないのではないかと考えています。

東委員                    これまで2度持ち帰って会派で議論して、これでいいと思いましたので、社民党としてもこのままでいいです。

佐藤委員                今、意見を述べていただきましたけれども、各派代表者会議で何か物事を諮るという流れではないと思いますので、基本的には市議会BCPを確定するためには、議会運営委員会である程度決定、検討していくという流れだと思います。

ただ、議会運営委員会でそれぞれの詳細を協議したかといいますと、それは村上議員がおっしゃるように、そういったものではありませんでした。なお、市議会BCPにつきましては、委員会視察が台風19号によって中止になりました。視察の道中でいろいろな議論をするのだろうと思っていましたが、残念ながらそれができませんでした。

視察先も、事務局がそれぞれの委員に意見を聞いて検討していただきましたし、その視察先を先進例と認識して、事務局が概ねの計画としてまとめたものを全ての会派に提案して

意見を、また、議会運営委員会に諮る前に提案をとということで、それこそ期限を切って、少なくともこの資料に出ている会派にはそれぞれの意見を述べていただきましたので、当然それ以外の会派の方は意見はないものというふうに一私も議会運営委員会の副委員長として事前に状況を聞いて、他会派からは概ねよしということだというふうに認識しておりました。したがって、運営上の問題点は何らないというふうに認識しております。

押田委員

今、村上議員から地区的なものということでお話がありました。私もいろいろな地区でいろいろな災害が起こり得るという話をお聞きします。

その点について、計画案の14ページを見ますと、議員の役割と富山市議会災害対策会議の役割がしっかりと記載されております。

議員の役割としては、地域の被災状況等の報告というものを富山市議会災害対策会議に伝えることとなります。ここの風通しのよさをいま一つ認識していただいて、フレキシブルな対応ができるということをお伝えして、私の意見とさせていただきます。

委員長

議会運営委員会の各委員の方から、いろいろ



な意見が出ました。

次は、今……

村上議員

会議の進め方については副委員長がうまくまとめられたようではありますが、それぞれの会派に意見を文書で出してくださいと、それが第3版か第4版の計画案なのですよ。議論が1度もないままに第2版、第3版の計画案というものができあがっていること自体が、議会の運営としてはちょっとおかしいのではないかと思っています。

今後、ほかの議論にも差支えがあらうかと思えますので、その点について議会運営委員会の議論の進め方、あるいはほかの進め方についても一意見を聴取したらそのことについて議論するのが筋だと思うのですが、今回の件は副委員長の説明に免じてよしとしても、今後はこのようなことがあってはならないと思えます。

委員長、副委員長はどのようにお考えでしょうか。

委員長

私のほうは、議会運営委員会の委員の皆様方からいろいろな意見をいただいております。委員外議員の村上議員からも今このような発言がありました。

当然、そういった発言を重んじていかなければならないということもわかりますが、最終的には、議会運営委員会で全てを決めるわけではないことから、ここは窓口として一応伺うという思いであります。

副委員長

補足というと大変失礼なのですが、特に市議会BCPについては、慎重に、また丁寧に議論を重ねて、よりいいものをとるという思いで、本委員会で概ねの案をまとめ上げるという立場であるという認識でありましたので、委員長ともいろいろな協議をしてきました。

ただ、この市議会BCPに限って言いますと、計画案の中にもよりいいものに制度を変えていくということは、うたい文句として当然ありますので、運営上、また今後試運転といえますか、災害はいつどこで起きるかわかりませんので、概ねの案ということで、これを各派代表者会議においてどこかの段階で施行というふうに決めていただければと思います。

なお、議会運営委員会の運営—市議会BCPに限らず、運営としてどうかという話もありましたが、これについても今ほど委員長が言われましたけれども、やはりそれぞれの事前のいろいろな御意見等を踏まえながら、より皆さんが納得いくような運営をしていくよう

に、心がけていきたいと思います。

村上議員

そこで話は戻りますが、オブザーバーや構成員の件については議論がないわけですから、どのような形、経緯でどのように納得されたのか。自民党と社民党の御意見は相対しているわけですから、なぜそこが折り合ったのか我々には見えないというのが1点あります。もう1点は、計画案3ページの6 議会事務局の役割の中で、社民党からの提案で、(2)と(3)の項目が逆転しました。以前は、正副議長及びその他市議会議員の安否確認の次に議会事務局職員の安否確認となっていました。これは同時に行われるべきものでありますので、順位を決めるべきものではありません。この表記を中点で示されている議会もあります。

これは順番ではありませんが、議会事務局の役割として当然正副議長の安否確認が先に来るものだというふうに思います。それをあえて逆転させたということに私は意義を感じませんけれども、この辺りもどうやって決めたのかということが議論されていません。

全く不可解で、だからなぜ議論しなかったのかということを行っているわけで、この2点の経緯についてお聞かせください。

委員長

今ほど村上議員から、自民党と社民党の意見は相入れないといった話がありましたけれども、先ほど東委員からはこれで了解としたという御意見をいただいておりますので、それは話がちょっと違うと思います。

加えて、今ほど村上議員から話がありましたけれども、(2)に議会事務局職員の安否確認が書いてあると言っておられましたが、実際は議会事務局が最初にある程度の数で情報を集めないといけないという事務的な立場から、そのようにしたのだと思います。

村上議員

細かい話ですが、当初は(2)が議員の安否確認だったのです。重要度からいっても、それはそうだろうと思いますけれども、それをあえて変える必要がなかったのに、いつの間にか変わっているのは変ですよねと。

こういうことでは議会運営委員会としておかしなことになっているな、議会運営委員会の委員の皆さんにはしっかりしてくださいよということを言っているのです、あえて聞くことではないです。大した問題ではないので、これで構いません。

柞山委員

議会運営委員会の委員がしっかりしていないという御批判で、肝に銘じなければならない

と思いますが、これを読み取っていただければわかると思います。議会事務局は議会棟にあるわけで、この現場をまず確認するということで、議員や来庁者の緊急避難をサポートするという視点からスタートしているので、そういう意味からすると、今、村上議員が言われたことは全く当てはまらない、視点がずれているということを指摘しておきます。

高田 重信委員 今、いろいろと瑕疵があったように言われましたが、事務局から見て議会運営委員会の運営上、何か不備はありましたか。

議事調査課長 意見を出していただいて、その意見を取りまとめたものについて、委員会の場で皆さんと協議しなかったということは確かに事実でございますので、その辺のやり方については、いろいろと御意見があろうかと思います。事務局としましては、意見が出たものを計画案に反映させて、事前に各会派にも説明に回って、その後の議会運営委員会の中で、その計画案について御協議いただくことが協議しやすい環境になるのではないかということで今回は進めさせていただきました。

委員長 それでは、次に、赤星議員から発言がありま

す。

赤星議員

お許しをいただいて発言させていただきます。申しわけなかったのですが、実は私どもの会派は意見の提出時間を間違えておりました。

11月15日の正午までに提出しなければならぬところを、それを過ぎてメールを送ってしまいました。提出期限を過ぎていたので、それは申しわけなかったと思います。

その中で、きょうは一番大事な点を1点だけ、お許しをいただいて発言させていただきたいと思います。村上議員がおっしゃったことと同じく、市議会災害対策会議の組織及び役割のところ、交渉会派以外の会派の代表者についてはオブザーバーとして市議会災害対策会議に出席するという部分が削除されておりますが、それはぜひとも復活させていただきたいと思います。

村上議員もおっしゃったように、災害時には思想信条は関係なく、交渉会派の皆さんだけでは気がつかないそれぞれの地域の状況もいろいろとございます。また、オブザーバーとしても参加できないということになりますと、発言さえできない、報告もできないということになっていきます。

その点については、ぜひ復活させていただき

ますようお願いしたいと思います。

委員長

委員外議員である赤星議員の意見として伺っておきます。

それでは、この計画案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この市議会BCPについては、12月2日に開催される各派代表者会議において計画策定の周知・確認を行うこととなりますので御承知おき願います。

次に、協議事項の2番目、12月定例会の運営についてであります。

まず、一般質問についてですが、所属議員の異動がありました自由民主党、不羈、卯月の3会派の今年度の一般質問時間について協議したいと思います。

このことにつきましては、議会運営に関する申合せ事項において「議員の逝去や辞職等、議員活動ができないことが明らかになった場合は、会派ごとの年間持ち時間は原則変更しないこととする。ただし、その他の事案により、会派所属議員数に異動が生じた場合の取

扱いについては、その都度協議する」として  
おります。

そして、3会派による事前調整の結果、原則、  
1人年間120分以内のうち、おのこの残  
時間である120分ずつを不羈及び卯月の質  
問残時間として、自由民主党の質問時間を2  
40分減じることとしたいとの申し出があり  
ました。

そこで、この申し出を受け、3会派の質問残  
時間については、自由民主党が1,260分、  
不羈が120分、卯月が120分として、1  
2月定例会以降の一般質問を進めることとし  
たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、一般質問の発言順序について、所属議  
員数が同じ会派については各会派間で御協議  
の上、事務局に御報告いただいております。  
今回、一人会派が2つ増えたことから、今後  
の発言順序について一人会派間で改めて御協  
議いただき、本日の午後5時までに事務局に  
御報告願います。

次に、糾弾決議（案）についてであります。  
このことにつきましては、五本議員に対する











---

---

委員長

今ほど、江西委員のほうからいろいろなお話がございましたが、東委員の政務活動費の使い方に対して、いろいろな形の中で他の議員を糾弾するというのであれば、その主張には一貫性がないということだと思います。

しかし、そういった方が議員提出議案の提出者に名を連ねることについては、会議規則等で特に制限されているわけではありませんので、制度上は問題ないと考えます。このことについては、東委員の判断に任せたいと思いますので本来の協議事項に戻ります。

今ほどの2つの糾弾決議（案）をどのように取り扱うのか、委員の皆さんの御意見をお聞かせ願います。

柞山委員

今ほど江西委員からの発言もあって、少し過去をさかのぼって思い出した次第ですが、今回の議員提出議案第21号、第22号については、先般、我が会派でも案文をいただき、会派内でいろいろと協議をさせていただきました。

江西委員も少し触れておりましたが、それぞれの決議（案）において、「主張も虚偽だっ

たことも認めるものである」など、100%全くそれが事実であるかのように書かれていることや、両氏の「立場にありながら」云々という話は個人の評価であって、そういうものを載せるべきなのかということについても少し違和感を感じます。案文について、訂正や削除を少しお願いしたいとの意見がありました。

そこで、この2件の糾弾決議（案）について会派間で少し協議をさせてもらえないかというふうに提案させていただきたいと思います。これを出すなということではなくて、どういう決議（案）を出せばいいのかについて、中身を含めて会派間で調整させていただけないかと思っています。

委員長                    その他の意見はありませんか。

東委員                    今ほど議論になっております糾弾決議（案）について、提出した3会派でも話し合いを重ねて、内容的にも中身をいろいろと変えながら最終案として過日提出させていただいたというところであります。

                               思いとしては、文章も平易な表現にいろいろと変えていったつもりではありますが、内容を協議して賛同いただけるということであれ

ば、中身のどこが問題なのかというところについて話を聞かせていただくことは特に問題ないと思います。

柞山委員 会派間で協議させていただくということをお願いしたいと思います。

佐藤委員 すみません。公明党会派として発言させていただきましても、きょうの議会運営委員会でこの件をどのようにするのかということを決め次第、会派としてその賛否の協議をすることとしておきまして、大変恐縮ですが、まだ会派で集まって協議をしておりません。したがって、そういう流れであれば、改めて糾弾決議（案）を提出をされるということになるわけでしょうか。

会派としては賛否を決定しておりませんので、私的な意見をここで言うのもどうかと思えますけれども、私自身はもとより同じ選挙区の選挙民に選ばれた議員が、他の議員に対して辞職を勧告する、または促すということは、そもそも議論の対象にはならないというのが、個人的に感じた思いでございました。

改めて、そういった決議（案）の提出等も踏まえて議論されるということであれば、それを見て、会派としても判断をまとめたいとい

うふうに思っておりますので、よろしくお願  
いします。

委員長

皆さんのお話を聞いておりますと、会派間での調整が必要となりますので、きょう、あす中に会派間でどのような取扱いにするのかを調整していただき、その結果について報告していただきたいと思っております。よろしくお願  
いします。

(「これは取り下げられることもあり得るのか」「取り下げることはない」と発言する者あり)

委員長

提出されました決議(案)を会派間でどのような形にするのか調整していただいて、この後、改めて本委員会を開催いたしたいと思  
います。期日が決まれば御連絡いたします。  
最後に、さきの本委員会でお示しし、12月2日の各派代表者会議で御協議いただくことになっております議会運営委員会に関する申合せについての3項目、1つ目の議員提出議案の提出者が賛成討論を行うことについて、2つ目の議会内での事前の協議調整において全会一致が明らかに予想される案件について賛成討論を行うことについて、3つ目の委員



会室へのタブレット端末等電子機器の持込みについて、以上の3項目につきましては、各派代表者会議に向けて全会派の意見をあらかじめ取りまとめるために、事務局が順次、各会派へ意見を聞きに伺いますので、会派としての意見をお伝えください。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、先ほど申しあげましたとおり、日時が決まり次第、御連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和元年12月定例会  
(令和元年11月25日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 高 田 真 里

署名委員 高 道 秋 彦